

奈良県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 吉野室生寺針線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
2 8	宇陀市室生大野 一四七五番二三 先から 宇陀市室生大野 二四〇一番三先 まで	前	五・五 〃 一三・〇	六三・〇	室生路橋 LⅡ四四・三 五m
		後	三・五 〃 三三・〇	六三・〇	室生路橋 LⅡ六二・八 m

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十五年十月十九日